

第 6 次大阪府障がい者計画の策定について

—意見具申（素案）—

令和 8 年 1 月

大阪府障がい者施策推進協議会

第 6 次大阪府障がい者計画策定検討部会

目 次

I. 計画の策定にあたって	2
第1. 計画策定にあたっての基本的な考え方	2
第2. 計画の見直しにあたっての検討体制	4
第3. 主な法制度等の動向	5
II. 第6次大阪府障がい者計画の構成に関する提言	8
III. 重要事項に関する提言	10
第1. 第6次大阪府障がい者計画の基本理念について	10
第2. 第6次大阪府障がい者計画の基本原則について	11
第3. 第6次大阪府障がい者計画の計画期間について	12
IV. 施策の推進方向に関する提言	13
第1. 最重点施策について	13
第2. 各生活場面に共通する横断的視点について	15
1. 障がい者の権利保障	15
2. 障がい者への差別の解消や虐待の防止	15
3. 誰もが暮らしやすい環境の整備	15
4. 情報保障及びコミュニケーション支援の推進	16
5. 障がい者の生活を支える人材の確保・育成	16
6. 地域の支援力の強化	16
第3. 各生活場面について	16
生活場面Ⅰ「地域やまちで暮らす」	16
生活場面Ⅱ「学ぶ」	22
生活場面Ⅲ「働く」	27
生活場面Ⅳ「こころや体、命を大切にする」	30
生活場面Ⅴ「楽しむ」	33
V. その他計画策定全般に関する提言	35
参 考 資 料	36
1. 第6次大阪府障がい者計画策定検討部会審議概要等	37
2. 関係審議会等における審議概要等	39

I. 計画の策定にあたって

第1. 計画策定にあたっての基本的な考え方

- 大阪府においては、令和3年度から令和8年度末を計画期間とする第5次大阪府障がい者計画（以下、「第5次計画」という。）に基づき、幅広い分野にわたる施策を総合的、計画的に推進してきた。第5次計画は、令和5年度に令和3年度から令和5年度までの3年間を振り返り、中間見直しを行い、第7期大阪府障がい福祉計画及び第3期大阪府障がい児福祉計画と一体的なものとして改定が行われた。
- 第5次計画においては、「全ての人間（ひと）が支え合い、包容され、ともに生きる自立支援社会づくり」を基本理念に据え、「障がい者差別・虐待の防止、命と尊厳の保持」、「多様な主体の協働による地域づくり」、「あらゆる分野における大阪府全体の底上げ」、「合理的配慮によるバリアフリーの充実」、「真の共生社会・インクルーシブな社会の実現」の5つの基本原則のもと、地域社会における多様な主体が連携しながら、障がい者の自立と社会参加に向けて、福祉、教育、就労、保健・医療、まちづくりなどのあらゆる分野で取組みが実施されてきた。
- とりわけ、「入所施設や精神科病院からの地域生活への移行の推進」、「障がい者の就労支援の強化」、「専門性の高い分野への支援の充実」については、最重点施策として位置付け、具体的な数値目標の達成をめざし、重点的に推進されてきたところである。
- また、これまでの公的な福祉サービスは、高齢者・障がい者・子どもといった対象者ごとに、典型的と考えられるニーズに対して、専門的サービスを提供することで発展してきた。こうした各福祉サービスの成熟化が進む一方で、少子高齢化をはじめ社会・経済環境の変化が進む中、核家族化や地域のつながりの希薄化等、人々の「つながり」が弱くなってきたことにより、家族内又は地域内の支援力が低下してきている。

- このため、様々な事情から相談に行けず孤立しているケース、8050 問題（高齢の親と無職の 50 代の子が同居）やダブルケア（介護と育児に同時に直面する世帯）など世帯の中で課題が複合化・複雑化しているケース、公的な福祉サービスの狭間にあるケースなどが発生しており、適切な対応が求められている。
- こうした中、令和 3 年 4 月施行の「改正社会福祉法」では、地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者は、連携・協力して地域福祉の推進に努める主体として位置づけられた。

また、国、都道府県、市町村は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、保健・医療、教育、就労、文化、まちづくりに関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めることが規定された。
- これを受け、大阪府においては、令和 6 年 3 月に「第 5 期大阪府地域福祉支援計画」を策定し「誰もが困ったときに身近なところで支援を受けられる地域社会」「地域のつながりの中で、ともに支え、ともに生きる地域社会」「あらゆる主体の協働により福祉活動が実践されている地域社会」をめざすビジョンのもと、高齢者計画、障がい者計画、子ども総合計画といった各計画との整合性を図りながら、地域共生社会の実現に向けて取り組むこととしている。
- また、令和 6 年 7 月に最高裁判所大法廷判決において旧優生保護法が違憲であると判断され、国の損害賠償責任が認められたことを受け、優生手術等や人工妊娠中絶等（以下、「優生手術等」という。）を受けることを強いられ被害を受けた方々に対する補償金等の支給に関する法律が成立し、救済が開始されたところである。
- さらに、最高裁判決を受け、総理大臣を本部長とし全閣僚で構成する「障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた対策推進本部」が設置され、障がいのある人に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向け政府全体で取り組むべき事項を取りまとめた「障害者に対する偏見や差別のない

共生社会の実現に向けた行動計画」が令和6年12月に決定された。

- 一方、国際的な動きとして、令和4年9月に、国連障害者権利委員会の見解及び勧告を含めた総括所見（以下、「国連勧告」という。）が採択・公表された。

これを受け、国は、各府省において、障害者基本計画に盛り込まれていない事項も含め、勧告等を踏まえた適切な検討や対応が求められるとし、また、障害者政策委員会においても、必要に応じ、各府省における検討や対応を踏まえながら、障害者基本計画の実施状況の把握等を通じ、勧告等への対応について監視を行っていくとしている。

- このような背景も踏まえ、本意見具申においては、障がい者の権利について、改めて見直し、取りまとめることとする。大阪府には、本意見具申の提言を最大限尊重し、真の共生社会・インクルーシブな社会の実現に向け、様々な主体が協力し合い、地域全体で障がい福祉分野の課題解決に取り組み、障がい者が自分らしく、安全・安心に暮らすことのできる大阪の実現を切望するものである。

第2. 計画の見直しにあたっての検討体制

- 大阪府障がい者施策推進協議会では、計画の策定に向け、「第6次大阪府障がい者計画策定検討部会」（以下、「計画部会」という。）を設置し、令和7年5月から精力的に議論を重ねてきた。
- 計画部会では、障がい当事者及びその家族をはじめ、地域の関係機関や企業及び市町村、学識経験者等から委員が参画し、第5次計画の共通場面「地域を育む」及び各生活場面における「今後の課題」と「個別分野ごとの施策の方向性」について、令和4年に国連勧告が採択・公表されたことなどの動向も念頭に様々な視点から、現状や取組状況を評価し検討してきた。
- 計画部会での検討をもとに、大阪府障がい者施策推進協議会として、計画の策定にあたって意見具申をとりまとめた。

第3. 主な法制度等の動向

- 第5次計画策定後の主な法改正等は以下の通りであり、これら法の趣旨、目的等についても、第6次大阪府障がい者計画（以下、「次期計画」という。）にできる限り反映していくことが望ましい。

- 障害者総合支援法等の一部改正（令和6年4月施行、一部令和5年4月、10月施行）

障がい者等の地域生活や就労の支援の強化等により、障がい者等の希望する生活を実現するため、①障がい者等の地域生活の支援体制の充実（障害者総合支援法、精神保健福祉法）、②障がい者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進（障害者総合支援法、障害者雇用促進法）、③精神障がい者の希望やニーズに応じた支援体制の整備（精神保健福祉法）、④難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化（難病法、児童福祉法）などの措置を講じることとされた。

- こども基本法の策定、こども家庭庁の創設（令和5年4月）

こども基本法は、こども施策に関し基本理念を定め、こども施策の基本となる事項を定める等により、こども施策を総合的に推進することを目的としており、こども施策の基本理念として、「全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること」等を掲げている。

また、「こどもまんなか社会」の実現に向けた政府の司令塔として、こども家庭庁が創設された。

さらに、こども基本法の基本理念にのっとり、こども施策を総合的に推進するため策定された「こども大綱」（令和5年12月22日閣議決定）において、「障害のあるこども・若者、発達に特性のあるこども・若者の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進し、それぞれのこども・若者の置かれた環境やライフステージに応じて、一般の子育て支援との連続の中で、その発達や将来の自立、社会参加を支援する」とされた。

- 児童福祉法の一部改正（令和6年4月）

児童発達支援センターが地域における障がい児支援の中核的役割を担うことの明確化や、障がい種別にかかわらず障がい児を支援できるよう児童発達支援の類型（福祉型、医療型）の一元化を行うこととされた。

また、障がい児入所施設については、入所児童等が地域生活等へ移行する際の調整の責任主体（都道府県・政令市）を明確化するとともに、22歳までの入所継続を可能とすることとされた。

なお、都道府県社会的養育推進計画の策定要領（令和6年3月）では、「障害児の養育の特質に鑑みれば、障害児入所施設においては、障害に対する正確な理解と障害特性に応じた環境の提供に加え、できる限り良好な家庭的環境の中で行われる必要がある。このため「良好な家庭的環境」において養育されるようユニット化等によりケア単位の小規模化を推進すること」とされた。

○ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の改正（令和6年4月施行）

事業者による合理的配慮の提供が全国的に法的義務とする法改正がされた。また、これにあわせて、改正法の円滑な施行に向け、政府全体の方針となる障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針が改定され、「不当な差別的取扱い」や「合理的配慮の提供」に関する例を新たに記載したほか、行政機関等・事業者と障がいのある人の双方の「建設的対話」と「相互理解」が重要であることが明記された。

○ 孤独・孤立対策推進法（令和6年4月施行）

「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」、「相互に支え合い、人と人との「つながり」が生まれる社会」をめざし、基本理念として、① 孤独・孤立の状態は人生のあらゆる段階において何人にも生じ得るものであり、社会のあらゆる分野において孤独・孤立対策の推進を図ることが重要であること、② 孤独・孤立の状態にある者及びその家族等（当事者等）の立場に立って、当事者等の状況に応じた支援が継続的に行われること、③ 当事者等に対しては、その意向に沿って当事者等が社会及び他者との関わりを持つことにより孤独・孤立の状態から脱却して日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようになることを目標として、必要な支援が行われることが明記さ

れた。

- 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年6月公布、令和8年12月施行）

児童等に教育・保育等を提供する事業者に対し、従事者による児童対象性暴力等を防止する措置を講じること等を義務付けられた。

具体的には、安全確保措置として、性犯罪前科の有無を確認すること、配置転換等の雇用管理上の措置、採用選考の際、誓約書等で求職者の性犯罪前科の有無を確認、情報管理措置として、犯罪事実確認に関する情報を適正に管理するための取組みを実施することとされた。

また、従事者等が特定性犯罪事実該当者に該当するか否かに関する情報を国が事業者等に対して提供する仕組みが設けられた。

- 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律（令和7年1月施行）

昭和23年に制定された旧優生保護法における特定の疾病や障がい等を有する者等を対象とする不妊手術に関する規定は、個人の尊厳と人格の尊重の精神に著しく反する上、差別的なものであり、憲法に違反するものであったとする最高裁大法院判決を受け、国において旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律を定め、被害者への補償金等の支給を進めることとされた。

- 手話に関する施策の推進に関する法律（令和7年6月施行）

手話が日常生活や社会生活において重要な意思疎通の手段であることを認識し、手話に関する施策を総合的に推進することを目的とした法律が施行された。

国や地方公共団体は、手話の習得、使用や手話文化の保存、継承、発展、国民の理解と関心の増進のために取り組むこととされた。

- 2024年度障害福祉サービス等報酬改定等（令和6年4月、6月、令和7年10月）

喫緊かつ重要な課題である人材確保対策について必要な処遇改善を行うとともに、障がい者が希望する地域生活の実現、多様なニーズに応える専門性・体制の評価、支援時間・内容を勘案したきめ細かい評価、アウトカムに基づく評価等について、取り組んでいく必要があるとの観点から、以下の基本的な考え方にに基づき、各サービスの報酬・基準についての見直しが行われた。

- ・ 障がい者が希望する地域生活を実現・継続するための支援の充実
- ・ 医療と福祉の連携の推進
- ・ 精神障がい者の地域生活の包括的な支援
- ・ 障がい児に対する専門的で質の高い支援体制の構築
- ・ 障がい者の多様なニーズに応じた就労の促進
- ・ 持続可能で質の高い障がい福祉サービス等の実現のための報酬等の見直し

また、令和7年10月には、障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援するためのサービスとして、就労選択支援が新設された。

○ 高次脳機能障害者支援法（令和8年4月施行）

高次脳機能障がい者に対する支援に関し、基本理念を定め、国や自治体が果たすべき責務などを明記するとともに、地域での生活支援、相談体制の整備、高次脳機能障がい者支援センターの指定等について定め、高次脳機能障がい者の自立及び社会参加のため、その生活全般にわたる支援を図ることで、高次脳機能障がい者を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会を実現することを目的とした法律が施行された。

Ⅱ. 第6次大阪府障がい者計画の構成に関する提言

- 次期計画の構成について、障がい者の生活場面で整理された大阪府独自の基本構成は大筋で第5次計画を継承するとともに、共に生きる社会の実現に向けた基本理念及び基本原則等についても最大限尊重すべきである。

- 第4次計画より、6つの生活場面「地域やまちで暮らす」、「学ぶ」、「働く」、「心や体、命を大切にする」、「楽しむ」、「人間（ひと）としての尊厳を持って生きる」が整理され、個別分野ごとの施策の方向性のもと施策が展開されてきた。
- その後、障がい者やその家族等を取り巻く課題が複合化・複雑化するなか、平成30年4月の改正社会福祉法施行により、都道府県の地域福祉支援計画が、障がいや高齢など各福祉分野の上位計画と位置付けられ、インクルーシブな共に生きる社会の実現に向け、より包括的な地域での支援体制を整備していくことが示された。こうしたことも踏まえ、「共に生きる社会」を実現するために、共通場面「地域を育む」について現状と課題や施策の方向性が整理された。
- 次期計画において、障がい者の権利と尊厳の保持を前提とすることをより明確とするために、基本原則や共通場面「地域を育む」の項目の並び替えを行うとともに、生活場面Ⅵ「人間（ひと）としての尊厳を持って生きる」を共通場面「地域を育む」と統合する。
- また、共通場面「地域を育む」に掲げる個別分野ごとの施策の方向性は、真の共生社会・インクルーシブな社会の実現に向け、様々な主体が協力し合い、地域全体で障がい福祉分野の課題解決に取り組み、障がい者が自分らしく、安全・安心に暮らすことのできる大阪の実現をめざす上で必要な視点となるため、共通場面「地域を育む」を『各生活場面に共通する横断的視点』と改める。
- なお、大阪府障がい福祉計画、大阪府障がい児福祉計画（以下「福祉計画等」という。）については、令和8年に国が示す基本指針を踏まえた見直しを行い、次期計画と始期を同じくして策定されるものであり、引き続き、障がい者計画と一体的にとりまとめるべきである。

Ⅲ. 重要事項に関する提言

第1. 第6次大阪府障がい者計画の基本理念について

- 第5次計画では「全ての人間（ひと）が支え合い、包容され、ともに生きる自立支援社会づくり」を基本理念に掲げ、障がい者の尊厳と権利の保持を前提に、全ての障がい者が分け隔てられることなく、地域で孤立せず、支援を行き届かせることができる「誰一人取り残さない大阪」の実現に向け、全ての人間（ひと）が支え合い生きるインクルーシブな社会の実現を目標としている。
- この基本理念は、国の障害者基本計画（令和5年度～令和9年度）における理念とも共通しており、障がいの有無により分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合う共生社会を実現するために引き続き重要な視点であることから、次期計画においても大筋で継承すべきである。
- また、障がい福祉を支える地域を育む視点や、「誰一人取り残さない」というSDGsの理念は、次期計画においても、その重要性に何ら変わるところはなく、共生社会の実現に向け、相まって進めていくべきである。
- 加えて、2025年に開催された大阪関西万博のテーマ「いのち輝く未来社会のデザイン」を具体的に掘り下げた3つのサブテーマ「いのちを救う」「いのちに力を与える」「いのちをつなぐ」は、障がい者施策の推進に共通する視点である。万博のレガシーを活かして、府民の豊かな暮らしや、安全・安心、ウェルビーイングの向上につなげていくべきである。
- 以上の考え方から、次期大阪府障がい者計画の基本理念として、今後、大阪府がめざすべき社会をイメージし「すべての人が認め合う、いのち輝く自立支援社会づくり」とすることを提案する。
- これは、障がい者の尊厳と権利の保持を前提に、地域の多様な主体が相互に理解し合い、支え合うことで、包摂性のある地域が育まれ、障がい者やその家族が孤立することなく、そうした地域社会においてありのままに生きること、

つまりインクルーシブな社会が実現されることを表現するものであり、障害者権利条約の理念に通じるものである。

第2. 第6次大阪府障がい者計画の基本原則について

- 第5次計画においては、「障がい者差別・虐待の防止、命と尊厳の保持」、「多様な主体による協働による地域づくり」、「あらゆる分野における大阪府全体の底上げ」、「合理的配慮によるバリアフリーの充実」「真の共生社会・インクルーシブな社会の実現」という5つの項目について、基本原則が整理されている。
- 次期計画においては、障がいのある人が他の者と平等な人権の主体であるとあらためて捉えるとともに、基本理念に掲げる社会の実現に向けて、今後の障がい福祉分野における課題解決に取り組んでいくにあたっては、地域社会における障がい理解や課題認識に基づく連携、協働が不可欠であり、そのような地域を育んでいく意識を共有していくことが必要であると考えます。
- また、第5次計画より盛り込まれた、地域社会における多様な主体が、障がい者の自立と社会参加のために、様々な役割を果たしていけるよう、市町村及び大阪府がより連携して、大阪全体の底上げにつながる環境整備に取り組むことにより、あらゆる地域で支援をきちんと行き届かせること、様々なサービス水準や支援の質が高まることをめざすといった、大阪府全体を底上げする姿勢は重要であることから継承すべきである。
- このような観点から、次期計画の基本原則は、以下の項目で整理することを提案する。
 - (1) 真の共生社会・インクルーシブな社会の実現
 - (2) すべてのひとの命と尊厳の保持
 - (3) 障がいの有無によらない相互理解の促進
 - (4) 誰もが担い手となる地域づくり
 - (5) 多様な主体の強みを活かした大阪府全体の底上げ

第3. 第6次大阪府障がい者計画の計画期間について

- 昨今の様々な技術革新等により、迅速かつ短期的に社会状況は変化し、今後も加速していくことが考えられる。とりわけ、『いのち輝く未来社会のデザイン』をテーマとして2025年に開催された大阪・関西万博などを契機として、障がい福祉分野への影響もより大きくなってくると考えられる。また、人口減少や高齢化、物価高騰など、昨今の様々な社会課題が障がい者の生活や障がい福祉サービス等に与える影響は非常に大きく、次期計画の計画期間については、社会状況の変化に柔軟な対応ができ、一定期間の取組みの成果の検証ができるような期間とすべきである。
- また、大阪府障がい者計画の上位計画である障害者基本計画（5年間）及び大阪府地域福祉支援計画（6年間）の計画期間との関係も勘案する必要がある。それらの計画の動きに柔軟に対応できる計画期間の設定が望ましい。加えて、障がい者計画を実行していくための定量的指標が示された障がい福祉計画等（3年間）の計画期間との整合を図るべきである。
- 以上のことから、今後の社会状況の変化に柔軟に対応するとともに関係計画等との整合性が図られた計画とするためには、次期計画の計画期間を令和9年度から令和14年度までの6年間とすることを提案する。

<障がい者計画及び関連する計画の期間について>

年度	2017 H29	2018 H30	2019 R1	2020 R2	2021 R3	2022 R4	2023 R5	2024 R6	2025 R7	2026 R8	2027 R9	2028 R10	2029 R11	2030 R12	2031 R13	2032 R14
障害者基本計画 〔内閣府〕		第4次計画(H30-R4)				第5次計画(R5-R9)										
大阪府 地域福祉支援計画 〔福祉部 地域福祉推進室〕			第4期計画(R1-R5)				第5期計画(R6-R11)									
大阪府 障がい者計画 〔福祉部 障がい福祉室〕		第4次計画(後期計画)(H29-R2)				第5次計画(R3-R8)						★ 第6次計画(R9-R14)				
大阪府 障がい福祉計画 〔福祉部 障がい福祉室〕		第5期(H30-R2)			第5期(R3-R5)			第7期(R6-R8)			第8期(R9-R11)		第9期(R12-R14)			
大阪府 障がい児福祉計画 〔福祉部 障がい福祉室〕		第1期(H30-R2)			第2期(R3-R5)			第3期(R6-R8)			第4期(R9-R11)		第5期(R12-R14)			

IV. 施策の推進方向に関する提言

第1. 最重点施策について

- 第5次計画では、「入所施設や精神科病院からの地域生活への移行の推進」、「障がい者の就労支援の強化」、「専門性の高い分野への支援の充実」を、計画の最重点施策に位置付け、推進されてきた。
- 障害者権利条約においては、「全ての障害者が他の者の平等と選択の機会をもって地域社会で生活する平等の権利を有することを認めるもの」、「障害者が、他の者との平等を基礎として、居住地を選択し、及びどこで誰と生活するかを選択する機会を有すること並びに特定の生活施設で生活する義務を負わないこと」とされている。
- 大阪府では、長年にわたり、入所施設や精神科病院から地域生活への移行について、障がい者計画の重点施策に位置付けて、取組みを推進し、一定の成果を出してきた。引き続き、本人の意向を把握することがないままに入所等の状態が継続されることのないように、関係機関が連携し、様々な機会を捉えて地域生活のイメージを分かりやすく示したり、具体的に地域での生活を体験したりといった取組みを実施しながら、一人ひとりの状態や本人がどこで・誰と生活したいかの意向を適切に把握した上で、地域での暮らしを実現していくべきである。
- 一方で、現に入所等されている障がい者の重度化・高齢化を背景として、多様化する支援ニーズに対し、画一的な支援プログラムのみで対応することは困難となっているなど、地域生活への移行に取り組みだした当初とは状況が大きく変化している。本人が望む暮らしが実現できるよう、地域生活の移行を推進していくにあたっては、本人の意思決定支援に取り組むとともに、地域の社会資源を包括的に把握する基幹相談支援センターとの連携や相談支援体制の整備と併せて、重度障がい者等の地域生活を支える環境整備が必要不可欠である。また、地域生活を継続するための支援体制の構築がないままに、地域において障がい者とその家族等が孤立することのないよう十分に留意する必

要がある。

- 障がい者が地域で希望する暮らしを実現するためには、住まいの場となるグループホームをはじめ、日々の暮らしに必要な障がい福祉サービスを質・量ともに確保する必要がある。また、令和5年度より大阪府が実施している施設入所の待機者に関する実態調査の結果等からは、一定数、障がい支援区分や強度行動障がいの状態を示す行動関連項目の点数が高い障がい者等が施設へ入所することを希望しつつ地域生活を継続しているとみられる。本人の心身の状況のみならず、家族の状況の急変、その他突発的な事情による緊急時の支援体制が整備されていることも地域で希望する暮らしを実現するために不可欠であり、地域において施設や病院等の社会インフラが有機的に連携を進めていくという観点を持つ必要がある。
- 加えて、障がい者の重度化・高齢化、障がい者と高齢の親だけで暮らしている、いわゆる「8050 問題」などの複合化した課題等に対応していくために、障がい福祉と高齢介護分野の円滑な連携や、福祉と医療、保健、教育、労働など、関係部局や関係機関との連携・協働も重要である。
- こうした点に留意しつつ、多様な主体が協力し、すべての障がい者が地域社会の一員として、地域とのつながりを持ちながら安心して暮らせる地域を育むとともに、意思決定支援を展開していくための具体的な体制整備をした上で、本人の希望する暮らしが実現していくことを最重点施策の基本認識として位置付けるべきである。
- 次に、障がい者の就労支援について、障がい者の自立と社会参加に不可欠であることから、引き続き、最重点施策に位置付けるとともに、就労後の職場定着や生活の安定を視野に入れ、取組みを強化していくべきである。
- また、大阪府では20年以上にわたり、府政のあらゆる分野において、福祉の視点から総点検し、住宅、教育、労働などの各分野の連携のもとに、施策の創意工夫や改善を通じて、障がい者等の雇用、就労機会を創出し、自立を支援

する取組みとして「行政の福祉化」に先駆的に取り組んできたところであり、このような取組みをさらに拡大していくことが望まれる。

- 特に、令和7年10月から開始された「就労選択支援」は、障がい者の多様な就労ニーズに対する支援及び障がい者雇用の質の向上と推進を目的としている点を踏まえ、就労支援、就労定着支援においては、一人ひとりに寄り添った支援を行い、就労を通じた生活の質の向上に力点を置いた施策の推進が望ましい。
- 合わせて、これまで重点的に取り組むとしていた高次脳機能障がいや有する障がい児者、発達障がい児者、医療的ケアを要する重症心身障がい児者等、難病患者など専門性の高い分野への支援について、強度行動障がいの状態を示す方も加え、支援の充実を図るべきである。
- また、障がい者の重度化・高齢化、個々のニーズが多様化していることなどを踏まえ、従来の障がい福祉制度では十分に支援の行き届いていなかった障がいや疾病を有する方々にも、幅広く必要な支援を行っていくという姿勢が重要であり、そうした課題に対応していくためにも、福祉と医療、保健、教育、労働など、地域の多様な主体による連携・協働も必要である。

第2. 各生活場面に共通する横断的視点について

本項目は作成中

1. 障がい者の権利保障

2. 障がい者への差別の解消や虐待の防止

3. 誰もが暮らしやすい環境の整備

4. 情報保障及びコミュニケーション支援の推進

5. 障がい者の生活を支える人材の確保・育成

6. 地域の支援力の強化

第3. 各生活場面について

生活場面Ⅰ「地域やまちで暮らす」

- 国の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」において、入所施設や精神科病院から地域生活への移行としての目標などの考え方が示されており、大阪府の障がい福祉計画は国の指針に基づいて、定量的に地域移行に関する目標設定や実態把握と評価が行われている。本来であれば、誰とどこで、どのように暮らすのかといった本人の希望に叶った暮らしができているのかという観点がとても重要である。
- また、入所施設や精神科病院から地域生活へ移行する障がい者のみならず、家族と同居している障がい者も含めて、すべての障がい者が希望する地域で安心して暮らし続けるためには、住まいの場となるグループホームや日中活動系のサービスをはじめ、日々の暮らしに必要な障がい福祉サービスを質・量ともに確保する必要がある。
- さらに、障がい者が社会の構成員として人権を尊重され、自己選択と自己決定の下に社会のあらゆる活動に参加又は参画するためには、地域で暮らす多様な主体による障がい理解や合理的配慮の提供なども含め、障がい者が自らの能力を最大限に発揮して自己実現するための支援が必要である。これは、基本原則の「真の共生社会・インクルーシブな社会の実現」に通じるものである。

- 入所施設や精神科病院から地域生活への移行や地域生活における支援を中心に整理された生活場面Ⅰ「地域やまちで暮らす」については、引き続き、強力に取り組みを進めていくべき分野であり、検討部会での議論を通じ、具体的対応を計画に反映していくべきである。とりわけ、障がい者が地域で希望する暮らしを実現するためには、地域生活を継続するための支援体制に加えて、本人の心身の状況のみならず、家族の状況の急変、その他突発的な事情による緊急時の支援体制が整備されていることも不可欠であり、施設や病院等をはじめ、様々な社会インフラが有機的に連携を進めていくという観点を持つ必要がある。
- それらを踏まえ、めざすべき姿を「障がいのある人が希望する地域で、多様な暮らしを実現している」と設定し、障がい者が地域生活をするための支援体制や、様々な生活経験の中から希望する暮らしを選択できる環境等を整え、希望する地域で安心して暮らし続けることができるように取り組んでいくべきである。
- これらの視点を基本的な考え方とし、以下に個々の内容について提言する。
 - (1) 多様な暮らしの実現
- 自らが希望する暮らしを実現するために障がい者の意思決定を支援することは非常に重要である。意思を表明し、それを決定するという支援にとどまらず、様々な選択肢があることを示しながら、本人を取り巻く状況等も考慮して支援することが必要である。とりわけ、長期間にわたって入所施設や精神科病院を利用している者や親との同居を続けている障がい者にとっては、生活の場に関して他にどのような選択肢があるのかを知らないケースもあるため、一人ひとりの置かれた状況等に寄り添いながら、本人の希望が叶うよう丁寧に支援を進めて行くことが大切である。
- 障がい者の地域移行を進めて行くにあたり、主な課題として、それぞれの障がいの特性等に対応できるグループホーム等の社会資源が不足していること、入所施設や精神科病院であれば専門的な支援を受けられるため安心感がある

こと、地域での暮らしに馴染めなかった時に改めて施設等へ戻ることができない不安等が挙げられる。また、障がい者の地域移行に関して家族が負担感や抵抗感を示して、本人よりも家族の意向が重視されてしまうこともある。

- 入所施設や精神科病院の利用が長期化すると、地域での生活がイメージしにくくなることにつながり、障がい者本人が地域移行に対して消極的になる傾向が見受けられる。また、支援者も、障がい者の高齢化・重度化に伴い、地域移行が困難であると感じるようになるため、施設等の利用を開始した早期のうちから、地域移行を意識した取組みを進める必要がある。自立生活を送る力を入所施設で養った方がその後、グループホームでの生活に移行し、就労訓練を経て就労移行支援事業所に通っている事例もあり、関係機関でそのような事例を共有するとともに、地域移行に関する様々な情報を本人と家族へ情報提供することを通じて、地域移行の意識醸成を図る必要がある。
- 地域移行を促進するためには、本人の意思決定支援に取り組みながら進めるとともに、相談支援専門員によるサービス等利用計画の作成をはじめ、地域の社会資源を包括的に把握する基幹相談支援センターとの連携や、関係機関で地域移行のイメージを広く共有していくなど、地域が一体となった体制の整備が必要である。それと併せて、行政と基幹相談支援センターが中心となり、障がい者支援施設やグループホーム、生活介護事業所などの日中活動の場、医療機関等との多機関連携を強化するとともに、地域生活支援拠点等において地域での暮らしに関する体験の機会づくり等を充実させる必要がある。
- 障がい支援区分や強度行動障がいの状態を示す行動関連項目の点数が高い障がい者等が一定数、施設入所の待機をしながら地域生活を継続している。入所施設が地域生活をしている障がい者を一定期間受入れ、状態像の見立てと支援の調整及び支援方法の提案を行うといった集中的な支援の機能や、本人の心身の状況のみならず、家族の状況の急変、その他突発的な事情により緊急に支援が必要となる場合の生活支援機能の役割を担うことで、障がい者が安心して地域で暮らすことが可能となる。

○ さらに、入所施設は、そこで暮らす障がい者にとって大切な生活の場であることから、プライバシーへの配慮としての居室の個室化や、重度化・高齢化に伴う設備のバリアフリー化、日々の生活の安定のための支援の充実など、生活の質を担保するといった生活支援機能も重要である。また、地域との交流機会の確保や災害時に避難所として地域の障がい者等に対する支援に取り組むなど、入所者の生活が地域に開かれたものとなる必要がある。

○ 障がい者をできる限り自分たちで支えていきたいと思う家族にとっては、高齢などを理由に家族で支えることが困難になった時に入所施設の利用が第一の選択肢となるケースが多い。家族と同居している障がい者が、「8050 問題」や「親なき後」といった課題に直面する前に、グループホームなどの生活を体験できるように支援するとともに、グループホーム等での生活が維持できるように、地域における支援体制の充実や支援者のスキルアップ、施設や事業所のバックアップ機能等の環境整備を進めていく必要がある。

○ 高校在学中の 18 歳の児童が卒業するまで障がい児支援サービスを継続利用したり、18 歳になる前の児童が就労アセスメントや自立生活にむけたグループホームの体験などの障がい福祉サービスを利用したりすることがあるが、市町村によって、取り扱いに差異があるとの指摘がある。このため、ライフステージの節目となる時期においても地域の希望する場所で適切な支援を受けることができるよう、調整することが必要である。とりわけ、障がい児入所施設に入所する児童にとっては、高校卒業とともに、施設を退所して新たな環境での生活がスタートするなど大きな変化となるため、市町村をはじめとする関係機関と十分に連携を図りながら、支援をしていく必要がある。

（２）希望する暮らしの実現に向けた支援の充実

○ 障がい福祉計画では、国の指針に基づいて、施設入所者数の削減目標が示されているが、障がい者の重度化や支援する親の高齢化により、入所施設の利用ニーズは一定数を維持しているのも事実である。

○ 「障がい者が自ら希望する暮らし」を実現するという考えのもと、定量的に

地域移行者数や入所者数の削減だけをめざすのではなく、現に家族とともに地域で暮らしている障がい者も含め、すべての障がい者が希望した暮らしを実現するためには、住まいの場となるグループホームや、生活を支える居宅介護や重度訪問介護、行動援護、同行援護といった訪問系サービス、安心して通える生活介護事業所などの日中活動系サービス等の日々の暮らしに必要な支援の体制が十分に整備されるとともに、入所施設における生活の質が確保されることが必要不可欠である。

- 加えて、重度化・高齢化に対応したサービス提供とともに、日中活動等に関する制度と報酬改定のほか、事業所が提供するサービスの質の向上を目的とした研修等の充実も重要である。また、短期入所や放課後等デイサービス等の利用が家族支援につながっている側面もあり、障がい者の地域生活を支える家族も希望する暮らしを実現するといった観点から、障がい者やその家族にしわ寄せがくることがないように、地域に存在する社会資源の有効活用を進めていく必要がある。

- 住みたい場所の近くに働きたい場所が見つからない、もしくは働きたい場所の近くに住みたい場所が見つからないなど、地域生活をしようと思った時にまだまだ選択肢が十分ではないために、希望する暮らしを諦めざるを得ないことも生じている。今後、希望する暮らしを実現していくためには、より多くの選択肢の中から、自己選択と自己決定ができるように障がい福祉サービス等の支援体制を充実させていく必要がある。

（３）地域で暮らし続ける

- 地域における障がい者の暮らしの場の確保において、グループホームなどの建設に地元住民が反対する、いわゆる施設コンフリクトや、不動産事業者・家主等が障がいを理由に入居を拒否する事案が見受けられる。障がい者が安心して暮らすことができる住まいの場を確保できる環境づくりを強力に進めるべきである。
- 令和６年度以降、障がい福祉サービス等を提供する事業所は、自然災害等の

緊急事態に遭遇した場合において、損害を最小限に留めつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めた事業継続計画（いわゆる「BCP」）を作成している。この事業継続計画は、利用者を守る、そこで働くスタッフを守る、その事業所がある地域の障がい者を守るといった視点を持って、柔軟に変更していくことが重要である。

- 令和7年6月の改正刑法により、懲役と禁錮を廃止し、新たな刑として拘禁刑が創設されたことを受け、司法と福祉の連携の下、受刑中に作業療法士等から福祉的な支援を受けられるようになった一方で、社会における元受刑者に対する理解が十分に進んでおらず、地域の中で社会参加が可能となる受け皿は乏しい状況にある。そのため、司法と福祉の連携をより強化して、障がいのある元受刑者を適切な環境や支援につなげ、地域で支える取組みを進めていく必要がある。例えば、聴覚に障がいがある者には手話通訳等によって情報保障を適切に行うなど、本人の障がい特性に配慮した支援が求められる。
- また、大阪府の市町村においては、法務局、保護司、各自治体の首長が実行委員になって、更生していく、地域で支えていくという趣旨のもと「社会を明るくする運動」として、毎年7月に街頭で啓発活動をして75年になる。そのような地域資源との連携も含めて、地域が受け皿となっていく必要がある。
- 希望する地域で暮らし続けるためには、地域における支援の担い手として、相談支援専門員をはじめ、グループホームの世話人や訪問看護師のほか、行動援護・移動支援に携わるヘルパーなど、障がい者の地域生活を支える事業所等の人材確保に向けた取組みも重要である。従業員に対する処遇改善とともに、サービス従事者の資質向上に向けた研修等の実施など、専門的な支援の確保を含めた地域での支援体制の整備が必要である。さらに、障がい者が研修などに参加する際の情報保障等の合理的配慮の確保も拡大するようにすべきである。

生活場面Ⅱ「学ぶ」

- 共生社会の形成に向けて、障害者権利条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念を構築することを旨として行われることが重要である。その趣旨を踏まえれば、あらゆる段階の教育制度及び生涯学習といった教育環境を障がいのある人も享受するべきである。最近では、障がいのある大学生や公立・私立の全日制に通う高校生、通信制を選択する高校生も増えており、さまざまな教育現場で障がいのある児童が学ぶ機会は増えている。
- ニーズが多様化する中、「ともに学び、ともに育つ」教育を推進するインクルーシブ教育を基本として、乳幼児期から大人になるまでの「学び」を保障し、誰一人として取り残さない教育のより一層の推進に向けた環境整備、通学・学習保障等の課題解決に向けて取り組む必要がある。
- とりわけ、最重点施策の一つである専門性の高い分野への支援として、発達障がいのある幼児・児童が早期に質の高い療育を受けるとともに療育と教育等が連携することや、医療的ケアを要する重症心身障がい児の通学支援をはじめとする学習の機会を確保するための多様な取組み、学校における合理的配慮のより一層の浸透に向けた教員の資質向上など、あらゆる障がいのある児童が十分に教育を受けられるように環境整備を図られることが必要である。
- さらには、学校卒業後の就労や地域生活までを見据え、家庭と教育と福祉、労働機関等が連携した、働く力や生活する力を身に付けることができるような教育の推進や、障がいや年齢にとらわれず、学習の機会や選択肢が限定されることなく、生涯を通じて、学びたいときに学ぶことができる環境整備が必要である。
- また、大阪府では、大阪府言語としての手話の認識の普及及び習得の機会の確保に関する条例（以下「手話言語条例」という。）に基づき、関係団体との連携のもと、乳幼児期からの言語としての手話獲得・習得支援やすべての府立聴覚支援学校の教員向け手話習得支援などの先進的な施策を展開しているが、

引き続き、同条例に基づく施策が保健医療機関や学校などの関係機関との連携のもと、より一層推進されるように、しっかりと計画に盛り込んでいくべきである。

- このような観点から、「障がいのある人が必要な支援により、生涯を通じて学びの機会を得ることができる」をめざすべき姿として、引き続き、「ともに学び、ともに育つ」教育の推進に向けて、様々な取組みを進めていくべきである。

- これらの視点を基本的な考え方とし、以下に個々の内容について提言する。

(1) 早期からのライフステージに応じた支援

- 障がいを早期に発見するという取組みは進んでいるものの、適切に支援につながらなければ、本人と家族に生活上の困難や円滑な社会参加を妨げる影響をもたらす可能性があるため、障がいがあるとわかった後に、いかに支援につながるができるかということが重要である。例えば、聴覚障がいや視覚障がいであれば府立福祉情報コミュニケーションセンターにおける聴覚障がい児や視覚障がい児への支援、発達障がいであれば療育や必要に応じた医療受診など関係機関との連携による支援、治療等に円滑かつ確実につないでいくことが必要である。
- 児童発達支援ガイドラインにおいて、「児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所の基本的な機能として位置づけられている『本人支援』『家族支援』『移行支援』『地域支援』を通して育ちの環境を整えていくことが極めて重要である」とされている。また、本人支援については、「本人のニーズや生活状況等を踏まえて支援するとともに、家庭や地域社会での生活に活かしていくために保育所等に引き継がれていくものである」とされている。保育所、幼稚園、学校、家庭等が療育機関と連携して、それぞれが障がい特性を理解して、環境を整えていくことが重要である。
- 児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所等の療育機関が機能を

十分に発揮し、学校や障がい児相談支援事業所等の関係機関と緊密な連携を図り、就学時や卒業時などのライフステージの移行段階で支援が途切れることなく一貫した支援が行われるよう体制の構築が必要である。

- 障がい児入所施設には社会的養護を受けている多くの児童が入所しており、それらの児童には、愛着やトラウマ等の課題に対応する専門的な支援が欠かれない。また、児童養護施設や児童自立支援施設などでは療育手帳を所持するなど障がい特性のある児童が増えている。さらに、障がい児通所支援事業所においても、家庭環境等により生じる課題を抱えた子どもを支援する仕組みもあり、関係機関と連携を図りながら、それぞれの課題に応じた専門的な障がい児支援を行っていく必要がある。
- 発達障がいについて、本人だけではなく、困り感が生じている環境に働きかけるといった仕組みづくりが重要であり、本人らしさをいかに伸ばしていくかという観点が、アセスメントを通して、家族や支援者などに伝えられていくような仕組みづくりと人材育成が重要である。

（２）教育環境の整備

- 大阪府の障がい者の生活ニーズ実態調査（令和 7 年度）で「嫌な思いをした場所」について「学校」と回答した人が多く、その内容としては「無視される、仲間外れにされる」との回答が最多であった。また、学校における困りごととして「障がいについて理解してくれる友だちや先生が少ない」との回答が最多であったことを踏まえると、教員等の障がい理解の促進に一層努める必要がある。
- 幼少期からのインクルーシブ教育は、障がい児自身の生活力を養うだけではなく、社会全体の障がい理解の促進にもつながる。引き続き、通学支援や情報保障など、障がい特性に応じた配慮をすることにより、教育の各段階において、障がい児を包摂するインクルーシブ教育を進めていく必要がある。
- 小・中学校及び高等学校の通常の学級に在籍しながら適切な支援を受ける

ことができる通級指導教室や府立高等学校・支援学校における知的障がいのある児童の学習機会を確保する「自立支援推進校」「共生推進校」の充実により、障がいのある児童の学習の機会は拡充された。また、障がいのある大学生や公立・私立の全日制に通う高校生、通信制を選択する高校生も増えており、様々な教育現場で障がいのある児童が学ぶ機会は増えている。一方で、障がい特性に応じて支援されていない現状もあるため、教員の研修やプログラムなどにより、質を確保するといったことが必要である。

- 障がいのある人が一般的な教育制度から排除されないことを定める障害者権利条約の理念を踏まえると、保育、療育、教育に従事する教員等の資質向上に向け、保育士や教員になる過程で障がいの特性や教育等について十分に学習する機会を確保する必要がある。
- 幼少期から様々な場面で支援を受けながら自己決定を行う経験を重ねることが重要である。また、その後の生活や就学・就労を見据えて、保育、療育、教育において個人に寄り添った相談対応とサポートを行うことが求められる。教員等が障がい特性等を理解し、寄り添った関わりができるように、専門性を考慮しつつ柔軟かつ適切な教員等の配置等を行う必要がある。
- 府立支援学校が地域の支援教育の充実を推進するセンターとしての役割を發揮し、地域の小・中学校における校内支援体制の構築や教職員の専門性の向上のサポートをはじめとした、校種間や医療・労働・福祉等の関係機関との連携強化のために取り組んできた。今後、多様化する教育現場への対応や令和7年10月から開始した就労選択支援事業との連携を通じて役割の整理など、社会状況に応じて、その機能を見直していく必要がある。
- 将来の自立生活に向けて、学校在学中から職場実習の機会を拡充するとともに、対人関係やコミュニケーション力など「将来の生活に役立つこと」や「就職につながること」などを幅広く学ぶことができるような教育環境づくりが必要であり、学校教育を通じて、すべての障がい者が地域で主体的に生活できるということを体験し、働く力や暮らす力を身に付けることができるような

取組みを、教育と福祉、労働機関等が連携して進めていくべきである。また、就職率などの数字だけにとらわれず、個々人の障がい特性やニーズに応じた多様な進路の選択が確保され、卒業後の学びの場や、就労から職場定着までを見据えた支援が必要である。

- ライフステージに応じた切れ目のない支援を確保するため、学校と障がい児通所支援事業所や相談支援機関等の教育と福祉および家庭の連携により、学校生活、地域生活、家庭生活におけるそれぞれの課題、支援方針等を共有して、将来の地域での自立生活に向けた個別支援を充実させていくことが必要である。
- 誰もが一般的な教育制度から排除されない「ともに学び、ともに育つ」教育を推進するインクルーシブ教育を基本とするのであれば、手話言語条例に基づく施策のほか、障がい者だけではなく、外国人など地域の多様な主体が抱える課題と連動して、インクルーシブ教育を推進するための学習環境の整備を進めていく必要がある。それは、障がいのある保護者に対しても同様に適切な情報保障がされるべきである。

（３）地域における学び

- 学校卒業後にすぐに就労するという選択肢だけではなく、精神障がいなど中途障がいにより、これまでできていたことができなくなった人が生活リズムを立て直すための支援や、様々な理由により学校に通えずに学び直しを希望する人が支援を受けながら教育を継続するといった、学びの機会が必要である。
- また、スポーツや文化芸術に係るものや、生涯学習センター等を活用した卒業後の学びの場の確保が必要である。
- 生涯学習においては、聴覚障がい者や視覚障がい者が利用できる環境が十分に整っていない状況がある。学校教育以外の場においても、障がい者が自ら学びの機会を選択できるよう、障がい特性に応じた合理的配慮と情報保障を

行う体制を整える必要がある。

生活場面Ⅲ「働く」

- 障がい者が、就労を通じて働くことの喜び・生きがいを感じ、収入を得ることと、より豊かで安定した生活を送ることができるようになることは、障がい者の自立と社会参加を促進するための重要な要素の一つである。また、現に就労をしている人だけではなく、障がい福祉サービス事業所等において、自分が持っているスキルや知識を活かして、価値のあるものを作り出し、サービスを提供することにより、自分の成長や社会への貢献、仲間と一緒に働くことの喜びなど、「働きがい」や「生きがい」を実感しながら社会参加している障がい者はたくさんいる。
- これまで、大阪府では「行政の福祉化」の取り組みや「大阪府障害者等の雇用の促進等と就労の支援に関する条例（ハートフル条例）」の制定・改正等、雇用や就労機会の創出といった障がい者の自立支援に一定の成果を上げてきた。しかし、新型コロナウイルス感染症が流行した際に、社会全体の就労環境が大きく変化し、障がい者就労のさらなる拡大と障がい者が長く働き続けるためには、雇用・医療・教育・福祉等のすべての関係者がより一層の協力をして取り組んでいくことが重要である。
- また、障がい者の就労支援を通じて、雇用主や一緒に働く人々の障がい理解が促進され、合理的配慮が提供される環境が作られていくことで、障がいの有無に関わらず、すべての人々が包摂される地域が育まれ、真の共生社会・インクルーシブな社会の実現に向けた基盤の強化につながっていく。
- このように、障がい者の就労支援は、地域社会全体にとっても非常に有益なものであり、引き続き、大阪府の重点施策と位置づけ、障がい者が働きやすく、働き続けることができる環境を作っていくべきである。
- とりわけ、障がい者の「働く」を支援する障がい福祉サービス事業所等の質

を担保する必要がある、不適切なサービス提供を行っている事業所について現状分析するとともに、運営の適正化を図り、働くことに希望を持っている障がい者の不利益とならないように取り組むべきである。

- AI 技術の急速な発展など、今まで以上に社会全体の就労環境が変化していくことが想定される次期計画期間中においては、企業等での障がい理解がより浸透し、合理的配慮の実践が確保され、多様な働き方による障がい者の就労機会が拡大することにより、「障がいのある人が多様な働き方により、希望するところで働いている」社会をめざすべき姿とし、関係機関等が連携して、より充実した障がい者の就労支援、定着支援に取り組んでいくべきである。

- これらの視点を基本的な考え方とし、以下に個々の内容について提言する。

(1) 障がい者が働きやすい環境の整備

- 働くことは義務ではなく権利と捉え、障がい者が働くことを通じて自信や達成感、人生の豊かさを感じることができるような就労の場を確保していく必要がある。
- 障がい者を雇用していない企業等は障がい理解が不十分な可能性があることから、少しでも多くの企業等に障がい者のことを知ってもらい、障がい者雇用、合理的配慮についての意識を変えていく必要がある。
- また、より多くの障がい者が働く希望を実現させるためには、重度障がい者が働くための重度障がい者等就労支援特別事業の枠組みを広げることや、特定短時間や在宅勤務などの多様な働き方を推進していく必要がある。
- 障害者総合支援法では、高次脳機能障がい、発達障がい、難病患者等の障がい手帳を所持しない方も障がい者と位置づけられているが、企業等の雇用において、障がい者雇用の扱いとならないため、難病患者等の雇用拡大に向け、必要な制度改正等について、引き続き、国へ働きかけていくべきである。

○ また、発達障がい者については、サポートファイルの活用促進などのライフステージを通じた切れ目のない一貫した支援の充実を図るとともに、困り感が生じている環境に働きかけるといった観点から、本人や企業のニーズを踏まえた職業訓練の実施等の支援を充実していく必要がある。

（２）職業の選択や機会の確保

○ 一般就労者の数や職場定着率などの定量的な目標も重要ではあるが、数字だけを意識するのではなく、障がい者雇用の質を上げるため、個々人の障がい特性やニーズに応じた個別支援を充実していく必要がある。

○ 障がい者の就労訓練等の機会を確保し、適切な就労支援を受けることができるように、就労継続支援事業所や就労移行支援事業所の質を担保することが重要である。不適切なサービス提供を行っている事業所において、障がい者が不利益な扱いを受けないように運営の適正化を図らなければならない。また、障がいの特性や程度により、外出や移動が困難であるために就労を諦めたり、仕事の選択肢が限定されたりすることがないように、通勤時や就業中に係る支援の拡充も必要であり、必要な制度改正等については、国へ働きかけていくとともに、市町村への支援等について検討すべきである。

○ とりわけ、令和７年１０月から開始された「就労選択支援」は、障がい者の多様な就労ニーズに対する支援及び障がい者雇用の質の向上と推進を目的としている点を踏まえ、就労支援、就労定着支援においては、一人ひとりに寄り添った支援を行うために雇用・教育・福祉等のすべての関係者が連携すべきである。

（３）障がい者が長く働き続けるための支援

○ 今、社会全体を見渡した時に、同じ職場で働き続けるということだけではなく、転職も含めて、多様な働き方により、自身のスキル等を活かしながら働いているという人は非常に多くなっている。障がい者が長く働き続けるということにおいても、同じ職場に定着することだけをめざすのではなく、障がい者が働きやすい環境を整備することと、就職支援のみならず、離職後の支援も含

めて、職業選択の自由が拡大していくことにより、長く働き続けるということ実現される。

- 働く場を支援する障がい福祉サービスの質の担保は非常に重要である。しかし、長く働き続けるほど支援がなくなるという課題もあり、関係機関が連携した職場定着の支援を検討していくことが必要である。
- また、労働施策としての就労支援と障がい福祉サービスとの狭間を補完し、障がい種別や程度に関わらずすべての障がい者が利用しやすい支援を確保していくことも必要である。

生活場面Ⅳ「こころや体、命を大切にする」

- 障がい者の重度化・高齢化に伴い、医療の必要性は高まってきている。特に、医療的ケアを要する重症心身障がい児者や精神障がい者、難病患者をはじめ医療的ケアが必要な障がい児者とその家族も含めた支援を充実させていくことが必要である。
- また、障がい者が内科や歯科等の診療科を受診することに関して、対応できる医療機関が限られていることから、新型コロナウイルス感染症の流行時には医療のサービスを受けることに困難が生じるなど、障がい者が安心して医療を受けるためには多くの課題がある。特に大規模な災害や感染症が発生した際には、障がい者のみならず、家族やヘルパー、看護師等が疲弊しないよう、そのような支援者を支えることも必要となる。
- そのためには、医療と福祉との連携が進む上で医療従事者の正しい障がい理解や合理的配慮の提供は必要不可欠であり、すべての障がい者が、障がいを理由に医療機関での診療や入院を拒否されるようなことがなく、必要な医療をいつでも安心して受けることができる環境を作っていくことが必要である。
- さらに、旧優生保護法による優生手術等を受けた障がい者への支援につい

て、できる限り多くの方々を救済できるように、制度周知等の積極的な取り組みが必要である。

○ このような観点から、「障がいのある人が必要な医療や相談を、いつでも安心して受けることができる」をめざすべき姿とし、様々な取組みを進めていくべきである。

○ これらの視点を基本的な考え方とし、以下に個々の内容について提言する。

（１）必要な健康・医療サービスの提供

○ 障がい者が、安心して必要な医療を受けることができるように、今後の影響も踏まえ、平成 30 年度に再構築された福祉医療費助成制度の検証を行い、医療のセーフティネットとしての観点から、制度のあり方を検討していくべきである。

○ 現実的に、障がい者が受診できる医療機関が限定的であったり、診察時等の説明がわかりづらかったりするなど、障がい者への配慮が不足していると感じる場面が見受けられることから、医療機関における情報保障、障がい特性の理解の促進、差別解消に向け、一層の情報提供など啓発や研修が必要である。

○ 障がい者の重度化・高齢化への対応として、医療機関が障がい者の意思を確認し、当事者が適切な医療処置を受けることができるようにするための配慮が必要である。

（２）（医学・社会的）リハビリテーションの提供

○ 障がい者が安心して日々の暮らしを続けていくためには、身近な地域で質の高いリハビリテーションを受けることができる環境を整えることが重要である。

○ 特に、専門性の高い分野における障がい者へのリハビリテーションの確保等は重要であり、引き続き、保健、福祉などの関係機関の連携により、地域に

おけるリハビリテーションの向上に努めていくべきである。

- 大阪府の高次脳機能障がい支援拠点機関においては、機関連携により治療の当初から地域生活移行までの一貫したリハビリテーションの機会が提供されるとともに、地域移行後に生活能力等を維持・向上するための福祉サービス等に繋げるなど、そういったことが一つひとつ積み上げることが大事であり、今後も更なる支援の充実を期待する。

(3) 相談体制の充実

- すべての障がい者が、身近な地域で当事者や家族の悩みを相談できる場所等を確保していく必要がある。
- 医療と福祉の両面からのサポートが必要となる障がい者をはじめ、障がい者が抱える悩みや課題が複雑化・多様化する中において、相談支援事業所の役割は重要になっており、例えば、医療の面からの知識をサポートするような専門研修等により、支援の充実に向けた取組みを進めていくべきである。
- また、その悩みや課題は本当に様々で、すべてを市町村や事業所の人に相談するのではなく、仲間や身近な人に相談することも多い。それを担うべき役割として、市町村には障がい者相談員が置かれていることから自身と似たような立場にある者同志で相談が行える、そういったピアサポートのような取組みが活性化されることにより、身近な地域で支え合う社会をめざすべきである。
- 初診までに時間がかかっている状況にあるものの、診断が可能な発達外来のある医療機関は少しずつ増えている。しかし、診断後に継続して相談できる医療機関が少ないのが現状で、受診後に、どの機関が、どのようにフォローするのかという視点で体制を整えること、家族への支援するためのネットワークを充実させる必要がある。

生活場面Ⅴ「楽しむ」

- 障がい者がより豊かで質の高い生活を送り、自己実現を図るためには、学習や就労の場面だけではなく、スポーツや文化芸術などの活動をはじめ、様々な技能や豊かな感性を生かせる場を充実させていくことや、他の人と同じように普通に楽しめるようにしていくことが大切である。
- 東京 2025 デフリンピックやミラノ・コルティナ 2026 冬季オリンピック・パラリンピックが開催され、障がい者が活躍する姿に全世界の人々が注目する機会となり、アスリートをめざす人や、障がい者スポーツに関わっていきたいと考える人が増えたことも想定される。
- 「楽しむ」ということは、大人になったからといって、急に活動を選択できるものではなく、幼少期からの体験・経験の中で、「楽しみたいもの」が生まれてくる。暮らしのあり方が多様化してくる中で、障がい者のみならず、誰もが、自由な時間に好きなことを楽しめることは、より豊かで質の高い生活を送り、自己実現を図る上で重要なものである。
- 「余暇」という言葉・表現にとらわれず、障がい者があらゆる場所で他の人と同じように気軽に楽しむことができるような環境整備、まちづくり等に取り組んでいくことが大切である。
- また、本来の共生社会、インクルーシブをめざすのであれば、障がい福祉の世界に留まらず、スポーツの世界に合理的配慮により障がい者が参加する、文化芸術において障がい者がアーティストになる、あるいは鑑賞する参加をするといった社会を、ゆくゆくはめざすべきである。
- このような観点から、めざすべき姿を「障がいのある人がより多くの体験を通じて希望する活動に参加し、豊かに暮らしている」と捉え、様々な施策に取り組んでいくべきである。

○ これらの視点を基本的な考え方とし、以下に個々の内容について提言する。

(1) レクリエーション活動の充実・社会参加の促進

○ 障がい者が楽しめる余暇活動は、まだまだ限定的である。映画やコンサート、遊技施設、食事や買い物など、地域の様々な場面で他の人と同じように楽しめる環境づくりが必要である。

○ 例えば、活動できる場所までの移動手段の課題や、舞台劇で字幕や手話通訳の設置を求めても演出を理由に断られること、映画館や球場などにおいて不便な場所に車いす利用者専用シートが設置されている等の制約・障壁がある。すべての障がい者が、どこでも同じように楽しめるように、移動手段や情報保障などのソフト面や施設や設備のバリアフリー化などのハード面の環境整備が必要である。

(2) スポーツ活動に取り組む

○ スポーツには健康の維持向上や、生活を豊かにするなどの効果が期待される。東京 2025 デフリンピックが開催されたことの機運を後押しに、障がい者スポーツを活性化してもらいたい。

○ スポーツに取り組む際に、施設や設備がバリアフリー化されていなかったり、申し込みを断られたりして、施設等を利用できない場合もある。障がい者がスポーツ等を楽しめるように体育館などの施設におけるハード・ソフト両面でのバリアフリー化が重要である。

(3) 文化芸術活動に取り組む

○ 文化芸術活動は、自分のペースで取り組めるという点や、絵画、手芸、陶芸、音楽など多岐にわたる分野がある点、誰かと一緒にしなくても自分の興味や気分、体の調子に合わせて、実施できるといった魅力がある。

○ 大阪府においては、障がい者施策推進協議会に設置されている「文化芸術部会」の議論も踏まえ、文化芸術を通じた障がい者が主体的に活動できる環境づ

くりや、障がい理解の促進等をより一層推進していくことが必要である。

V. その他計画策定全般に関する提言

本項目は作成中

参 考 資 料

1. 第6次大阪府障がい者計画策定検討部会審議概要等

第6次大阪府障がい者計画策定検討部会 審議日程、内容

時期	開催会議	議 題
令和7年 5月9日	第1回	○第6次障がい者計画策定検討部会運営要領について ○第6次大阪府障がい者計画の策定の進め方・基本構成等について ○令和7年度障がい者の生活ニーズ実態調査について ○共通場面「地域を育む」について
7月18日	第2回	○第1回部会の議論の整理について ○共通場面「地域を育む」について ○生活場面Ⅰ「地域やまちで暮らす」について
9月9日	第3回	○第2回部会の議論の整理について ○生活場面Ⅵ「人間（ひと）としての尊厳を持って生きる」について ○生活場面Ⅱ「学ぶ」について ○生活場面Ⅲ「働く」について
11月14日	第4回	○生活場面Ⅳ「心や体、命を大切にする」について ○生活場面Ⅴ「楽しむ」について ○これまでの議論の振り返り ○令和7年度 障がい者の生活ニーズ実態調査について
令和8年 1月30日	第5回	○令和7年度生活ニーズ実態調査の調査結果について ○意見具申のとりまとめ（案）について
3月30日	第6回	○意見具申（案）について【※予定】

第6次大阪府障がい者計画策定検討部会 委員名簿

氏 名	所属及び職名等
東 奈央	つぐみ法律事務所 弁護士
安達 信介	河南町高齢障がい福祉課長
雨田 信幸	障害者(児)を守る全大阪連絡協議会事務局長
大崎 年史	社会福祉法人 四幸舎和会理事長
奥脇 学	中小企業家同友会 全国協議会障害者問題委員会副委員長
尾下 葉子	特定非営利活動法人 大阪難病連評議員
小田 多佳子	社会福祉法人 大阪手をつなぐ育成会理事長
片山 泰一	一般社団法人 大阪自閉スペクトラム症協会会長
黒田 隆之	桃山学院大学社会学部ソーシャルデザイン学科教授
澤 滋	一般社団法人 大阪精神科病院協会 副会長
潮谷 光人	東大阪大学こども学部こども学科教授
高橋 あい子	一般財団法人 大阪府視覚障害者福祉協会会長
寺田 一男	一般財団法人 大阪府身体障害者福祉協会会長
長宗 政男	公益社団法人 大阪聴力障害者協会会長
成澤 佐知子	社会福祉法人 四天王寺福祉事業団 四天王寺太子学園施設長
難波 志保	社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会 地域福祉部 部長
堀居 努	公益社団法人 大阪府精神障害者家族会連合会 副会長
前川 たかし	一般社団法人 大阪府医師会 理事
前澤 友紀	大阪狭山市福祉政策グループ課長
山崎 重彦	大阪府民生委員児童委員協議会連合会 会長

2. 関係審議会等における審議概要等

関係審議会一覧

生活場面等	審議会等
I. 地域やまちで暮らす	・社会福祉施設等施設整備補助金等審査部会 ・①ケアマネジメント推進部会 ・②地域支援推進部会 ・③発達障がい児者支援体制整備検討部会
II. 学ぶ	・④手話言語条例評価部会 ・発達障がい児者支援体制整備検討部会(再掲)
III. 働く	・⑤就労支援部会 ・発達障がい児者支援体制整備検討部会(再掲)
IV. こころや体、命を大切にする	・⑥高次脳機能障がい相談支援体制連絡調整部会 ・⑦医療依存度の高い重症心身障がい児者等支援部会 ・発達障がい児者支援体制整備検討部会(再掲)
V. 楽しむ	・⑧文化芸術部会
各生活場面に共通する横断的視点	・⑨意思疎通支援部会 ・⑩障がい者虐待防止推進部会 ・⑪大阪府障がい者差別解消協議会 ・発達障がい児者支援体制整備検討部会(再掲) ・大阪府障がい者自立支援協議会 ・大阪府障がい者差別解消協議会(再掲) ・身体障がい者補助犬部会 ・発達障がい児者支援体制整備検討部会(再掲)